

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
103-115	高等学校	公民	公共	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		
104 数研	公共 713	新版 公共		

<h2>1. 編修の基本方針</h2> <p>(1) 公民科の必修科目として、人間と社会の在り方についての基本的で幅広い知識・教養、ならびに情報を適切かつ効果的に取り扱う技能を身に付けられるようにした。さらに、ある話題について深く掘り下げる必要がある場合には「CLOSE-UP」で詳しく解説した。</p> <p>(2) 学習した知識・教養・技能を基礎として、学習者が人間としての在り方生き方についてみずから考えようとし、また社会の形成に主体的に寄与しようとする態度を育成できるように、探究的な活動を行うコーナー、ページ（「THINKING TIME」）を多く設けた。</p> <p>(3) 自国や国際社会における現代のさまざまな課題に関し、学習者がみずから問いを立てて多面的・多角的に考察し、自主的・自律的に選択・判断できるように、多様な観点の題材や資料を掲載した。</p>

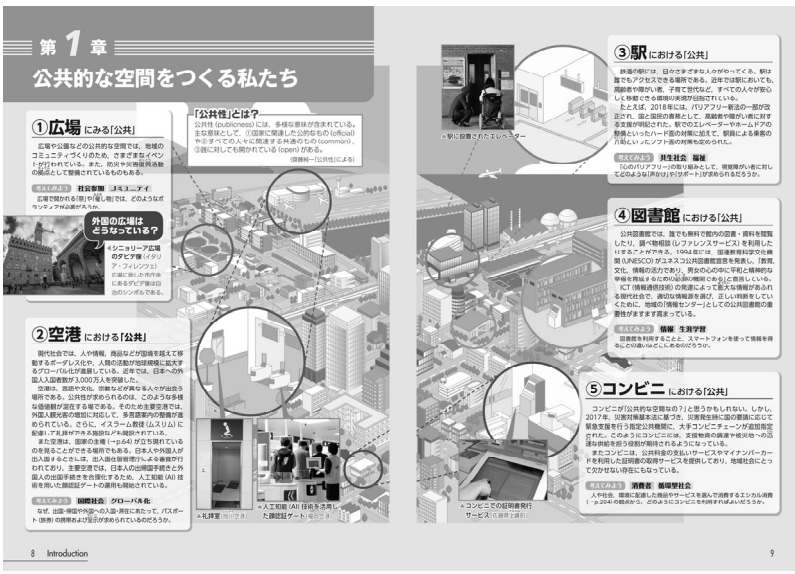
<h2>2. 対照表</h2>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書構成・内容</th> <th>特に意を用いた点や特色</th> <th>該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 第1章 公共的な空間をつくる私たち 第1節 青年期と自己形成 第2節 人間としての自覚 第3節 日本人としての自覚 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・青年期の持つ意義や自己形成の課題について考えさせるとともに、青年としての生き方について自覚を深めさせるように展開した（第2号）。 ・「善く生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした（第1号）（第3号）。 ・先人の思索や日本の生活文化・伝統を紹介し、学習者自身や学習者の周りに暮らす人々の価値観や生き方への影響について気付かせるよう配慮した（第5号）。 </td> <td> 12～17 ページ 18～23 ページ 24～29 ページ </td> </tr> <tr> <td> 第2章 公共的な空間における人間としてのあり方生き方 第1節 西洋近現代の思想 第2節 現代の諸課題と倫理 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「理性的に生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした（第1号）（第3号）。 ・自然の生態系が持つ特徴や人類の活動が自然に与える影響を知り、地球規模で環境保全に取り組まねばならないことを気付かせるような構成にした（第4号）。 ・生命科学やバイオテクノロジーの発展にともない提起されてきたさまざまな問題について、多様な角度から考察できるように構成にした（第4号）。 </td> <td> 32～45 ページ 46～51 ページ 52～55 ページ </td> </tr> </tbody> </table>	図書構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所	第1章 公共的な空間をつくる私たち 第1節 青年期と自己形成 第2節 人間としての自覚 第3節 日本人としての自覚	<ul style="list-style-type: none"> ・青年期の持つ意義や自己形成の課題について考えさせるとともに、青年としての生き方について自覚を深めさせるように展開した（第2号）。 ・「善く生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした（第1号）（第3号）。 ・先人の思索や日本の生活文化・伝統を紹介し、学習者自身や学習者の周りに暮らす人々の価値観や生き方への影響について気付かせるよう配慮した（第5号）。 	12～17 ページ 18～23 ページ 24～29 ページ	第2章 公共的な空間における人間としてのあり方生き方 第1節 西洋近現代の思想 第2節 現代の諸課題と倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・「理性的に生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした（第1号）（第3号）。 ・自然の生態系が持つ特徴や人類の活動が自然に与える影響を知り、地球規模で環境保全に取り組まねばならないことを気付かせるような構成にした（第4号）。 ・生命科学やバイオテクノロジーの発展にともない提起されてきたさまざまな問題について、多様な角度から考察できるように構成にした（第4号）。 	32～45 ページ 46～51 ページ 52～55 ページ
図書構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所							
第1章 公共的な空間をつくる私たち 第1節 青年期と自己形成 第2節 人間としての自覚 第3節 日本人としての自覚	<ul style="list-style-type: none"> ・青年期の持つ意義や自己形成の課題について考えさせるとともに、青年としての生き方について自覚を深めさせるように展開した（第2号）。 ・「善く生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした（第1号）（第3号）。 ・先人の思索や日本の生活文化・伝統を紹介し、学習者自身や学習者の周りに暮らす人々の価値観や生き方への影響について気付かせるよう配慮した（第5号）。 	12～17 ページ 18～23 ページ 24～29 ページ							
第2章 公共的な空間における人間としてのあり方生き方 第1節 西洋近現代の思想 第2節 現代の諸課題と倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・「理性的に生きること」を目指した先人の思索を紹介するとともに、その先人たちがどのように社会に対していたかを考察できるようにした（第1号）（第3号）。 ・自然の生態系が持つ特徴や人類の活動が自然に与える影響を知り、地球規模で環境保全に取り組まねばならないことを気付かせるような構成にした（第4号）。 ・生命科学やバイオテクノロジーの発展にともない提起されてきたさまざまな問題について、多様な角度から考察できるように構成にした（第4号）。 	32～45 ページ 46～51 ページ 52～55 ページ							

<p>第3章 公共的な空間における基本原理</p> <p>第1節 民主社会の基本原理</p> <p>第2節 日本社会の基本原理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民主社会や日本国憲法の基本原理を紹介し、他者と共に生きる社会の実現にむけてどのようなことが大切なのかに気付かせるよう配慮した（第1号）（第2号）。 ・男女の平等，個人の価値の尊重，共生社会などの観点から，誰もが生きやすい社会の実現について考察できるようにした（第2号）（第3号） 	<p>64～89 ページ</p> <p>80～89 ページ</p>
<p>第4章 現代の民主政治と政治参加の意義</p> <p>第1節 日本の政治機構</p> <p>第2節 政治参加と民主政治の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統治機構の基本的なしくみを理解し，現代の政治状況に対する見方を養えるような構成にした（第1号）（第3号）。 ・日本の司法制度に関する基本的な知識を身に付け，主権者として，自主・自律，正義，公共の精神などの観点から，よりよい選択・判断ができる力を身に付けられるよう配慮した（第1号）（第2号）（第3号）。 ・積極的に社会の形成に参画したり，政治に参加したりすることの重要性や意義を知り，これらに主体的に寄与する態度を育成できるよう配慮した（第3号）。 	<p>92～105 ページ</p> <p>96～105 ページ</p> <p>106～117 ページ</p>
<p>第5章 現代の経済社会と経済活動のあり方</p> <p>第1節 経済のしくみと市場機構</p> <p>第2節 財政と金融</p> <p>第3節 日本経済の発展と変化</p> <p>第4節 豊かな生活と福祉の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済の基本的な理論やしくみを理解することにより，現代の経済状況に対する見方を養うとともに，幸福・正義・公正などの観点から解決策について考察できるように構成にした（第1号）（第3号）。 ・これまでの日本経済の進展とその変化を紹介するとともに，中小企業や地域の経済，また農業が果たす役割の大切さについて気付かせるよう配慮した（第5号）。 ・法と契約に関する基本的な知識を身に付け，消費者として，自主・自律，正義，公共の精神などの観点から，よりよい選択・判断ができる力を身に付けられるよう配慮した（第1号）（第2号）（第3号）。 ・日本の労働法制について，その施行内容や改正内容を紹介し，勤労や男女共同参画の意義について理解を深めさせるよう配慮した（第2号）（第3号）。 	<p>120～175 ページ</p> <p>146～155 ページ</p> <p>156～161 ページ</p> <p>164～169 ページ</p>
<p>第6章 国際社会の動向と日本の役割</p> <p>第1節 国際政治の動向</p> <p>第2節 国際政治の課題と日本の役割</p> <p>第3節 国際経済の動向と国際協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際法や国際組織の理念について紹介するとともに，国際社会をめぐる動向や日本との関係を概観しながら，日本社会の一員として，国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成できるよう配慮した（第1号）（第5号）。 ・国際経済のしくみを理解するとともに，世界の経済をめぐる動向や日本との関係を概観しながら，日本社会の一員として，国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成できるよう配慮した（第1号）（第5号）。 	<p>178～205 ページ</p> <p>206～221 ページ</p>
<p>持続可能な社会づくりの主体となる私たち</p> <p>課題探究の観点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会が抱えるさまざまな課題を考察するにあたって，どのような観点が存在するのかを具体例をあげてわかりやすく示した（第1号）。 	<p>222～223 ページ</p>

課題探究の手引き	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や学習の過程で生じた疑問に対し、自発的に疑問を解明する態度を養えるようにした（第1号）。 	226～235 ページ
----------	--	----------------

3. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

- カラーユニバーサルデザインに配慮し、見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用した。
- p.6「本書の構成」や節の冒頭などに「二次元コード」を設け、関連するサイトや動画へのリンク、学習理解度を確認する「確認テスト」のページにアクセスできるようにした。
- 巻頭に「今日の世界」「日本の世界遺産」を掲載し、他国の尊重、我が国の伝統や文化の尊重の意識を高められるようにした。
- 一般的な教養を高め、専門的知識を習得する一助として、p.2～3に「ニュースの記録」を設けた。
- p.8～9「Introduction」では、広場、空港、駅、図書館、コンビニエンスストアを例に「公共」とは何かを考えさせる内容としている。



- p.10～11では、「哲学対話」を始めてみよう」のコラムを設け、対話的な実践によって学校教育法第21条・第51条での目標の達成を図ることができる。
- 本文中の太字や読みにくい漢字に積極的にルビをつけ、一般的な教養を高められるように配慮した。
- 中学校公民とのつながりを重視し、本文重要語句のうち、中学校公民で学習した最重要用語には赤下線を引いた。
- 学校教育法第51条「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い」の規定を踏まえ、「CLOSE-UP」「THINKING TIME」での「考えてみよう」「話し合ってみよう」のコーナーで思考力・表現力を養う機会を数多く設けた。
- p.226～235に「課題探究の手引き」を設け、課題探究活動を行いやすくするための配慮をした。
- 巻末資料として日本国憲法をはじめ、民法や刑法など社会での暮らしに関連する法令を掲載した。
- 現代の日本と世界の動きを理解する一助として、巻末に「現代の日本と世界」（年表）を設けた。

- ① 図表・写真：本文上部に図表・写真・イラストなどを掲載することにより、生徒が興味を持って学習でき、本文に関連する内容を視覚的に理解・把握できるようにした。
- ② 問いかけ：授業展開を容易にし、かつ目的意識を持って学習できるように、各項目に「問いかけ」を設けて、「問い」を常に意識しながら学習できるようにした。
- ③ 補足／文献・資料／判例：本文に掲載された事項について、その内容をさらに深く理解するための解説を本文横などに設けた。
- ④ プラスα：公共を理解するうえで参考になる内容を取り上げた。
- ⑤ point：本文末に各項目で学習した内容のまとめを簡潔に記し、生徒の理解に役立つようにした。
- ⑥ CHECK：本文末に各項目で学習した内容を確認できるコーナーを設けた。

◆ CLOSE-UP / SKILL-UP

「CLOSE-UP」では、本文の関連内容を中心に、一つの話題について深く掘り下げて学ぶことができる。「SKILL-UP」では、さまざまな情報を適切かつ効果的に調べまどめる技能などを身に付けることができる。

◆ THINKING TIME

各項目の学習内容に関連する話題を取り上げ、公共に関するさまざまな問題を考察することができる。対話形式の文章により、合意形成や社会参画を視野に入れつつ議論する力を養えるようにした。

CLOSE-UP 10 日本経済における自由化のあゆみ

日本経済の自由化の過程では、さまざまな摩擦が生じてきた。アメリカやヨーロッパとの間に存在した貿易障壁や経済障壁は、どのように克服したのだろうか。

1970年代以降、貿易摩擦が国際経済の深刻な問題となった。日本は、「黒字高額の輸出」と批判されるほど輸出を急激に伸ばし、欧米経済に打撃を与えた。とくに鉄鋼や機械、自動車、半導体などの技術的産業が問題視された。日本は輸出自主規制などで対応したものの、度を超えてアメリカから不正貿易と非難され、輸入制限や報復関税措置を受けた。

1980年代以降になると、日本は輸入の少なさや市場の閉鎖性をアメリカから指摘された。日米間の協議では、初めは主に輸出入の戻目ごとに協議されてきたが、市場開放の要求は次第に農業、金融、建設、流通などの各分野にまで及んだ。さらに、日本の経済政策や独自の商取引のしくみなどが問題視され、経済摩擦が問題となった。

1990年代、IT革命が起こり、企業活動のグローバル化が進むと、経済摩擦は新たな段階を迎えた。アメリカは、グローバル・スタンダードの導

入、サービス産業の自由化や規制の統一などを求め、日本企業も、自由競争を重視するアメリカの新自由主義の潮流にならうようになった。

2000年以降、2001年に中国が世界貿易機関(WTO)に加盟し、2010年にはGDPで日本を追い抜いてアメリカに次ぐ世界第2位となった。経済摩擦が続く中国とアメリカ、日本との関係が重視されている。

補足
日米間の協議
1989年に始まった日米経済協議では、日本の内外国貿易や流通制度の非対称性、排他的な慣行が問題とされた。日本は自主規制を引き継いで1993年からの日米貿易経済協議では、日本の産業政策やアメリカの財政赤字削減などの構造的な問題、また自動車や保険などの個別分野について厳しいやり取りがあった。

年	内容
1962	国際通関手・国際税関員研修に加盟
1965	関税と貿易に際する一帯協定に参加
1966	対米繊維輸出入制限
1971	対米繊維輸出入制限
1972	金融貿易自由化協定に署名
1980	貿易摩擦委員会
1981	対米自動車輸出自立規制
1986	日米自動車協定
1988	市場の開放
1990	日米構造協議で、農産物貿易を促進
1991	自由・生鮮おしんじ自由化実施
1992	日本生活協賛国協定を結ぶ コメの相互輸入自由化実施 世界貿易機関(WTO)加盟 日米自動車交渉を完了
1996	日米自動車交渉を完了
1999	コメの開放
2001	日米貿易協定閣議了解を結ぶ
2020	日米貿易協定発効

▲図1 日本の市場自由化協議年表

THINKING TIME 8 アファーマティブ・アクション

年	男性	女性	比率
1992	37.2%	42.9%	21.9
2000	16.6%	44.3%	24.5
2009	15.0%	46.5%	24.4
2019	13.6%	39.8%	30.7

▲図1 職場における男女の平等感(単位) 100% (※データの出典は「国勢調査」による)

男女が共同して社会に参画することが求められています。みなさんは、これから社会に出て行くわけですが、女性の社会進出についてどのように考えていますか？ 右側の▲図1やp.83の資料を見てください。

こんな意見があるとは知りませんでした。法律だけでは偏見や現実を改められないのだから、行政が積極的に差を埋めるような施策をしないといけないのではないのでしょうか。

実際に動きもあるようです。男女共同参画基本計画に沿って、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標が2003年に定められ、雇用や昇進などで優遇政策を採用する企業も増えました。

でも、一部の人が偏見されると、それに不満をもつ人が現れたりしないのでしょうか？

厚生労働省は、「単に女性だからという理由だけで女性を優遇するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割や価値観などが原因で、女性に男性より能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を是正するための取組」との見解を2002年に示しています。

話し合ってみよう
不合理な差別を積極的に是正する取り組みをアファーマティブ・アクションという。それぞれ立場によって、その理由や背景について根拠をあげながら話し合ってみよう。
肯定派：機会均等を効果的なものにするのが大切なので、導入に賛成
否定派：逆差別や不平等感が生じるので、導入は反対

そういえば、日本国憲法のところでも、平等について学びました。何が何でも平等ということではなく、不合理な差別を禁止したり、違いを大切にしたりすることが平等の考え方ではないでしょうか。

平等権を規定した憲法第14条の「法の下の平等」は、基本的人権の根幹になる規定でしたね。ここでは、性別による差別も禁止されています。

日本国憲法で保障されている平等権は、結果としての平等、すなわち実質的平等の実現を重視していると考えられる。具体例として、次のような事例がある。

合理的と考えられている配慮や区別
・産がいのある受胎生に対し、試験時間を延長して受験できるようにすること。
・異進路制度で所得の高い人に高い税率をかけること。

01. 合理的な配慮とはいえないような区別(差別)には、どのようなことがあるだろうか。
02. 身のまわりで不当な差別的扱いの具体例はあるだろうか。もしあるとすると、なぜそれは不当だと考えられるのだろうか。

◆ 「CLOSE-UP」

◆ 「THINKING TIME」

◆ 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

それまでの学習内容を踏まえて、現代の諸課題を主体的に解決するためのより実践的なアウトプット方法を取り上げた。

◆ 資料

日本国憲法をはじめ、民法や刑法など社会での暮らしに関連する法令を掲載した。

2. 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
第1章 公共的な空間をつくる私たち	A 公共の扉 (1) 公共的な空間を作る私たち	8～29 ページ	6
第2章 公共的な空間における人間と してのあり方生き方	A 公共の扉 (2) 公共的な空間における人間 としての在り方生き方	30～61 ページ	9
第3章 公共的な空間における基本原 理	A 公共の扉 (3) 公共的な空間における基本 的原理	62～89 ページ	8
第4章 現代の民主政治と政治参加の 意義	B 自立した主体としてよりよい社 会の形成に参画する私たち ア- (ア) (イ) (エ), イ	90～117 ページ	9
第5章 現代の経済社会と経済活動の あり方	B 自立した主体としてよりよい社 会の形成に参画する私たち ア- (ア) (ウ) (エ), イ	118～175 ページ	17
第6章 国際社会の動向と日本の役割	B 自立した主体としてよりよい社 会の形成に参画する私たち ア- (イ) (ウ) (エ), イ	176～221 ページ	15
持続可能な社会づくりの主体と なる私たち	C 持続可能な社会づくりの主体と なる私たち	222～235 ページ	6
		計	70